

原子爆弾被爆者に対する援護 について

厚生労働省健康局総務課

○ 被爆者援護施策の沿革

昭和32年「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」の制定

○ 健康診断、医療の給付

昭和43年「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」の制定

○ 各種手当の支給

平成6年「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の制定

○ 従来の二法を統合して、新法を制定
健康診断、医療の給付、各種手当の支給など

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

(平成六年法律第百十七号)

(前 文)

昭和二十年八月、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾という比類のない破壊兵器は、幾多の尊い生命を一瞬にして奪ったのみならず、たとい一命をとりとめた被爆者にも、生涯いやすことのできない傷跡と後遺症を残し、不安の中での生活をもたらした。

このような原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉を図るため、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律を制定し、医療の給付、医療特別手当等の支給をはじめとする各般の施策を講じてきた。また、我らは、再びこのような惨禍が繰り返されることがないようにとの固い決意の下、世界唯一の原子爆弾の被爆国として、核兵器の究極的廃絶と世界の恒久平和の確立を全世界に訴え続けてきた。

ここに、被爆後五十年のときを迎えるに当たり、我らは、核兵器の究極的廃絶に向けての決意を新たにし、原子爆弾の惨禍が繰り返されることのないよう、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定する。

○ 被爆者健康手帳について

都道府県知事（広島市長、長崎市長を含む。）は、次のいずれかに該当すると認める者に、「被爆者健康手帳」を交付。

- －（１） 原爆が投下された際、当時の広島市、長崎市など一定の区域内にいた者
- －（２） 原爆が投下されてから２週間以内に、一定の区域内に立ち入った者
- －（３） 原爆が投下された際、又は、その後に、身体に放射能の影響を受けるような事情の下にあった者
- －（４） 当時、（１）～（３）の者の胎児であった者

○ 施策の概要

※[]内は事業の実施主体

(1)健康診断の実施 [都道府県(広島市、長崎市を含む。以下同じ。)]
年2回実施(希望者は4回まで可。うち1回はがん検査を実施)

(2)医療の給付 [国]

- ① 認定疾病医療(原爆症認定疾病について、医療を給付)
- ② 一般疾病医療(認定疾病以外の医療費について、保険の自己負担分を支給)

(3)手当等の支給 [都道府県] ……詳細は5頁参照

- ① 一定の要件を満たす被爆者に対して、医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当などの手当を支給
(例. 健康管理手当 月額33,800円 受給者数 約23万人)
- ② 被爆者が死亡した場合、葬祭を行う者に葬祭料を支給

(4)福祉事業 [都道府県]
原爆養護ホームの運営(6か所)等

(5)その他
国立原爆死没者追悼平和祈念館(広島・長崎)の運営 ほか

支給金額は平成１８年４月１日からの金額

受給者数は平成１６年度末現在

支給件数は平成１６年度内のべ件数

手 当 の 種 類	支 給 金 額		支 給 要 件	受給者数	財 源
医 療 特 別 手 当	月額	137,430 円	原子爆弾の放射線が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた者で、まだその病気やけがの治っていない者。	2,232 人	国 10／10
特 別 手 当	月額	50,750 円	原子爆弾の放射線が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた者で、現在はその病気やけがが治った者。	1,192 人	〃
原子爆弾小頭症手当	月額	47,300 円	原子爆弾の放射線が原因で小頭症の状態にある者。	23 人	〃
健 康 管 理 手 当	月額	33,800 円	循環器機能障害、運動器機能障害、脳血管障害、造血機能障害、肝臓機能障害等 11 障害のいずれかを伴う病気にかかっている者。	229,720 人	〃
保 健 手 当	月額	16,950 円	2 km以内で直接被爆した者	7,113 人	〃
	月額	33,800 円	と当時その者の胎児だった者。	2,029 人	〃
介 護 手 当	月額	重度 104,590 円 以内	精神上又は身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話をする者を雇った場合。 (重度：身障手帳 1 級および 2 級の一部程度、中度：身障手帳 2 級の一部および 3 級程度)	17,436 件	国 8／10 地方 2／10
		中度 69,720 円 以内			
家 族 介 護 手 当	月額	21,570 円	重度の障害のある者で、費用を出さずに身のまわりの世話を受けている場合 (身障手帳 1 級及び 2 級の一部程度)。	26,889 件	
葬 祭 料		199,000 円	被爆者が死亡した場合、葬祭を行う者に支給。	7,694 件	国 10／10